第２回前橋市・富士見村合併協議会

日　時：平成２０年４月２２日(火)　午後２時
場　所：富士見村中央公民館　講堂

前橋市・富士見村

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　委嘱状交付（委員の変更に伴う委嘱状交付）

４　委員紹介（自己紹介（変更委員のみ））

５　協議事項

議案第　７号：平成２０年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画について・・・・・　１頁
議案第　８号：平成２０年度前橋市・富士見村合併協議会予算について・・・・・・・　２頁
議案第　９号：協議項目１「合併の方式に関すること」について・・・・・・・・・・　５頁
議案第１０号：協議項目３「新市の名称に関すること」について・・・・・・・・・・　７頁
議案第１１号：協議項目４「新市の事務所の位置に関すること」について・・・・・・　８頁
議案第１２号：協議項目１３「慣行の取扱いに関すること」について・・・・・・・・　９頁
議案第１３号：協議項目２「合併の期日に関すること」について・・・・・・・・・・１１頁
議案第１４号：協議項目５「財産の取扱いに関すること」について・・・・・・・・・１３頁
議案第１５号：協議項目９「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」について・・２１頁
議案第１６号：協議項目１０「一般職の職員の身分の取扱いに関すること」について・２３頁
議案第１７号：協議項目１１「条例、規則等の取扱いに関すること」について・・・・２８頁
議案第１８号：協議項目１２「町名・字名の取扱いに関すること」について・・・・・２９頁
議案第１９号：協議項目１４「支所の取扱いに関すること」について・・・・・・・・３１頁
議案第２０号：協議項目１９「公共的団体等の取扱いに関すること」について・・・・３３頁
議案第２１号：協議項目２０「補助金、交付金等の取扱いに関すること」について・・３４頁
議案第２２号：協議項目２１「土地利用の取扱いに関すること」について・・・・・・４２頁
議案第２３号：協議項目８「地方税の取扱いに関すること」について・・・・・・・・４４頁
議案第２４号：協議項目２２「地域審議会の取扱いに関すること」について・・・・・５２頁
議案第２５号：協議項目２３「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、
　　教育部会の所管する事務事業について・・・・・・・・・・・・・・・・５５頁
議案第２６号：協議項目２３「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、
　　環境部会の所管する事務事業について・・・・・・・・・・・・・・・・６４頁
議案第２７号：協議項目２３「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、
　　上下水道部会の所管する事務事業について・・・・・・・・・・・・・・７０頁
議案第２８号：新市基本計画の協議について‥・・・・・・・・・・・・・・・・７８頁

６　そ の 他

(1) 群馬県市町村合併構想への位置づけについて
(2) 新市基本計画に関する視察の実施について
(3) 第３回以降の合併協議会等の開催予定について

７　閉　　会

議案第７号

平成２０年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画

前橋市・富士見村合併協議会の平成２０年度事業計画を次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

１　協議会、幹事会及び専門部会の開催

２　協議会だよりの発行

３　ホームページの作成

４　その他合併に関し必要な事務

議案第８号

平成２０年度前橋市・富士見村合併協議会予算

平成２０年度前橋市・富士見村合併協議会予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２，８５６千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができる。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

第1表　歳入歳出予算　（事項別明細書）

歳入　　（単位：千円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比　較	節 区　分	節 金　額	説　明	
1 負担金			7,766	1,895	5,871				
	1 負担金		7,766	1,895	5,871				
		1 構成市村負担金	7,766	1,895	5,871	構成市村負担金	7,766	前橋市負担金	5,878
								富士見村負担金	1,888
2 県支出金			4,100	900	3,200				
	1県補助金		4,100	900	3,200				
		1 協議会支援補助金	4,100	900	3,200	協議会支援補助金	4,100	協議会支援補助金	4,100
3 繰越金			989	0	989				
	1 繰越金		989	0	989				
		1 前年度繰越金	989	0	989	前年度繰越金	989	前年度繰越金	989
4 諸収入			1	1	0				
	1 預金利子		1	1	0				
		1 預金利子	1	1	0	預金利子	1	預金利子	1
歳　入　合　計			12,856	2,796	10,060		12,856		12,856

歳出

（単位：千円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比　較	節 区　分	節 金　額	説　明	
1 協議会費			3,472	654	2,818				
	1 会議運営費		1,704	230	1,474				
		1 協議会運営費	1,704	230	1,474	報酬	314	○ 協議会運営	1,214
						需用費	1,170	委員報酬	314
						役務費	20	消耗品費	800
						使用料及び賃借料	200	食糧費	100
								○ 合併協定調印式	490
								消耗品費	250
								印刷製本費	20
								通信運搬費	20
								会場借上料	200
	2 事務費		1,768	424	1,344				
		1 事務局運営費	1,768	424	1,344	需用費	600	○ 事務局運営	1,768
						役務費	120	消耗品費	600
						使用料及び賃借料	1,048	通信運搬費	60
								手数料	60
								電子複写機賃借料	1,048
2 事業費			9,064	1,941	7,123				
	1 広報周知費		9,064	1,941	7,123				
		1 協議会だより等発行費	9,064	1,941	7,123	需用費	9,064	○ 協議会だより等発行	7,509
								印刷製本費	7,509
								○ 合併後住所表示・制度説明冊子発行	882
								印刷製本費	882
								○ 啓発用プレート等作成	673
								消耗品費	673
3 予備費			320	201	119				
	1 予備費		320	201	119				
		1 予備費	320	201	119	予備費	320	○ 予備費	320
								予備費	320
歳　出　合　計			12,856	2,796	10,060		12,856		12,856

議案第９号

協議項目１　「合併の方式に関すること」

協議項目１　「合併の方式に関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

合併の方式

勢多郡富士見村を廃し、その区域の全部を前橋市に編入する。

議案第９号参考資料　　協議項目１　「合併の方式に関すること」

項　　目		新　　設　　合　　併	編　　入　　合　　併
市町村の法人格		合併関係市町村の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称		合併関係市町村がすべて廃されるため、新たな名称を定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		合併関係市町村のすべての地域の中から住民の利便性等を考慮して新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
財産の取扱い		合併市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
議会の議員の定数及び任期の取扱い	原則	・合併関係市町村の議会の議員は、失職する。 ・合併市町村の法定数による設置選挙を行う。任期は、選挙の日から４年。	・編入する市町村の議会の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。（合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める法定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。） ・任期は、編入する市町村の議員の残任期間
	特例	合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 ①　定数特例制度 設置選挙において、新設合併の特例定数（定数の２倍まで）とすることができる。 ②　在任特例制度 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長２年間在任することができる。	合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 ①　定数特例制度 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は、編入された区域に配分） ②　在任特例制度 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、さらに最初の一般選挙において編入合併の定数特例を採ることができる。
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	原則	合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は、すべて失職し、新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は１０～８０人の範囲で、最長１年間、在任することができる。	編入される市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、４０人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間に限り、在任することができる。 ※新市の区域面積が24,000haを超える場合又は農地面積が7,000haを超える場合には、区域を編入される各市町村に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができる。
特別職の職員の身分の取扱い		合併関係市町村の特別職の職員は、すべて失職する。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員はすべて失職する。
一般職の職員の身分の取扱い		引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は編入する市町村の職員として身分を保有する。
条例、規則等の取扱い		合併関係市町村の条例･規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）

議案第１０号

協議項目３　「新市の名称に関すること」

協議項目３　「新市の名称に関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

新市の名称

新市の名称は、「前橋市」とする。

議案第１１号

協議項目４　「新市の事務所の位置に関すること」

協議項目４　「新市の事務所の位置に関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、前橋市大手町二丁目１２番１号とする。

議案第１２号

協議項目１３　「慣行の取扱いに関すること」

協議項目１３　「慣行の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

慣行の取扱い

１　市章
前橋市の制度に統一する。

２　市民憲章
前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村民憲章は、富士見地区の憲章として継承していく。

３　市の木及び花
前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村の木及び花は、富士見地区の推奨の木及び花として伝承していく。
なお、富士見村の鳥は、富士見地区の推奨の鳥として伝承していく。

議案第１２号参考資料　　協議項目１３　「慣行の取扱いに関すること」

１　市村章

前橋市	富士見村
明治４２年制定 旧藩主松平氏の馬印の「輪貫」からとったもの	昭和５３年制定 富士山を図案化したもので、富士見（三）村の輝やかしい歴史の伝承と、村民（老若、男女）の和（輪）を強調し、村の力強い発展を希うものであり、村民の豊かな心を表現している。

２　市村民憲章

前橋市	富士見村
昭和５８年７月制定 市民の願い わたくしたちは 水と緑と詩のまち前橋の市民です 日々のしあわせと伸びゆくこのふるさとの 明日をめざして １　やさしい心をもとう １　強いからだをつくろう １　たのしく働こう １　自然をまもろう １　文化を大事にしよう	昭和５８年４月制定 わたくしたちのふるさと富士見村は、赤城山の豊かな自然に抱かれ、先人たちのたゆまぬ努力と英知によって発展してきました。 わたくしたちは、この歴史と自然を誇りとし、更に豊かな、文化の薫る村づくりに努めるため、ここに村民憲章を定めます。 １　わたくしたちは、先祖を敬い、歴史を尊び富士見村民であることを誇りとします １　わたくしたちは、自然を愛し、教養を高め心豊かな人間になります １　わたくしたちは、体をきたえ、いたわりあって、明るい家庭をつくります １　わたくしたちは、きまりを守り、心の触れ合いを大切にして、住みよい村を作ります １　わたくしたちは、仕事にはげみ、産業をおこし、豊かな村をつくります

３　市村の木及び花

前橋市	富士見村
昭和５０年４月制定 前橋市の木　けやき、いちょう 前橋市の花　ばら、つつじ 前橋市の鳥　なし	昭和５８年４月制定 富士見村の木　くろまつ 富士見村の花　れんげつつじ 富士見村の鳥　きじ

４　市村の歌

昭和５７年１１月制定 交声曲　「赤城嶺に」 作詞　和田 利男 作曲　川崎 祥悦	なし

議案第１３号

協議項目２　「合併の期日に関すること」

協議項目２　「合併の期日に関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

合併の期日

合併の期日は、平成２１年５月５日とする。

議案第１３号参考資料　　協議項目２　「合併の期日に関すること」

1　合併の期日の協議に当たっての留意事項

合併の期日の協議に当たっては、次のような事項を総合的に留意する必要がある。

①市町村の合併の特例等に関する法律の有効期限を考慮すること。

・市町村の合併の特例等に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けるためには、平成２２年３月３１日までに合併する必要がある。

②合併の手続きに要する期間を考慮すること。

・合併には、合併協定書の調印後、両市村の議会における合併議案の議決を経て、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

③合併後の新市の速やかな一体性の確立に考慮すること。

・合併後の新市が速やかに一体性の確立を図るためには、新市基本計画に基づく各種事業の執行に要する予算を早期に編成する必要がある。

④合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、平成２１年４月に予定している中核市への移行や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を考慮すること。

・条例・規則の改正など合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。

・平成２１年４月に予定している中核市への移行に支障のない時期を考慮する必要がある。

・電算システムの統合、切り替えなどの準備作業の期間を考慮する必要がある。

⑤市村長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期を考慮すること。

2　市村長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期

市村名	市村長の任期	議会の議員の任期	農業委員会の委員の任期
前 橋 市	平成２４年2月２７日	平成２１年2月２２日	平成２０年7月１９日
富士見村	平成２３年4月２６日	平成２３年4月３０日	上記同様

議案第１４号

協議項目５　「財産の取扱いに関すること」

協議項目５　「財産の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

財産の取扱い

勢多郡富士見村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。

議案第１４号参考資料　　協議項目５　「財産の取扱いに関すること」

平成１８年度末現在高

項目		前橋市	富士見村	備考
１　公有財産	(1)土地・建物	土　地　８，７８６，７８６㎡ 建　物　１，２６６，２７６㎡	土　地　１，８１８，８８４㎡ 建　物　　４７，８１４㎡	
	(2)山林	１，３２０，００１㎡	１，２８４，５２９㎡	
	(3)物権	温泉権	温泉権	
	(4)無体財産権	著作権、商標権	な　し	
	(5)有価証券	株　券	な　し	
	(6)出資による権利	出資金・出捐金	出資金・出捐金	
２　物品		自動車（重要備品）	自動車（重要備品）	
３　債権		貸付金	貸付金	
４　基金		１６，８４９，５１８千円	１，９２９，０５１千円	
５　地方債、企業債残高		２１５，８３５，６６７千円	１１，７８３，８２４千円	

※富士見村の山林数値は、財政調整基金にある山林の１，２０２，８８１㎡を含む。

議案第１４号参考資料

１　公有財産の内訳

（１）土地・建物の内訳　　（単位：㎡）

区分			土地			建物		
			前橋市	富士見村	合計	前橋市	富士見村	合計
行政財産	公用財産	本庁舎	１２,４６３	１２,２４９	２４,７１２	２５,５２８	２,１５９	２７,６８７
		消防施設	６０,９６０	１１,０６１	７２,０２１	１９,９５９	１,４５３	２１,４１２
		その他	４８９,７２９	７３,３７１	５６３,１００	７４,６６３	５,５２５	８０,１８８
		計	５６３,１５２	９６,６８１	６５９,８３３	１２０,１５０	９,１３７	１２９,２８７
	公共用財産	学校	１,６１４,７１１	１１３,２１９	１,７２７,９３０	４５８,０２１	２６,４５２	４８４,４７３
		公営住宅	４５２,８３０	０	４５２,８３０	３７３,８０４	０	３７３,８０４
		公園	２,５３８,７０５	１５１,７８９	２,６９０,４９４	１３,４４４	０	１３,４４４
		その他	１,３２８,５２９	１２８,９１７	１,４５７,４４６	２１３,５１３	１１,５５４	２２５,０６７
		計	５,９３４,７７５	３９３,９２５	６,３２８,７００	１,０５８,７８２	３８,００６	１,０９６,７８８
	行政財産　計		６,４９７,９２７	４９０,６０６	６,９８８,５３３	１,１７８,９３２	４７,１４３	１,２２６,０７５
普通財産	山林		１,３２０,００１	１,２８４,５２９	２,６０４,５３０	０	０	０
	その他		９６８,８５８	４３,７４９	１,０１２,６０７	８７,３４４	６７１	８８,０１５
	普通財産　計		２,２８８,８５９	１,３２８,２７８	３,６１７,１３７	８７,３４４	６７１	８８,０１５
財産計			８,７８６,７８６	１,８１８,８８４	１０,６０５,６７０	１,２６６,２７６	４７,８１４	１,３１４,０９０

議案第１４号参考資料

（２）山林の内訳　　（単位：面積㎡、立木推定蓄積量㎥）

土地の権利の区分	前橋市		富士見村	
	面　積	立木推定蓄積量	面　積	立木推定蓄積量
所　　有	１，３２０，００１	２１，１２０	１，２８４，５２９	－
分　　収	０	１，４８２	０	－
合　　計	１，３２０，００１	２２，６０２	１，２８４，５２９	－

※富士見村は、立木推定蓄積量の算出をしていない。

（３）物権の内訳　　（単位：件）

区　　分	前橋市	富士見村	合　　計
温　泉　権	2	1	3

（４）無体財産権の内訳　　（単位：件）

区　　分	前橋市	富士見村	合　　計
著　作　権	2	0	2
商　標　権	2	0	2
合　　計	4	0	4

議案第１４号参考資料

（５）有価証券の内訳　　（単位：千円）

区　　分	前橋市	富士見村	合　　計
株　　券	１７２，４２１	0	１７２，４２１

（６）出資による権利の内訳　　（単位：千円）

区　　分	前橋市	富士見村	合　　計
出　資　金	３７，７９９	４，４４３	４２，２４２
出　捐　金	９３７，６８３	２８，５９７	９６６，２８０
合　　計	９７５，４８２	３３，０４０	１，００８，５２２

２　物品の内訳　　自動車（１００万円以上の重要備品）　　（単位：台）

区　　分	前橋市	富士見村	合　　計
乗　用　車	５６	１６	７２
小型貨物車	６１	１３	７４
普通貨物車	２６	3	２９
軽四輪貨物車	１９	8	２７
軽四輪乗用車	１５	9	２４
バ　　ス	１５	3	１８
その他の自動車	4	0	4

議案第１４号参考資料

区　　分	前橋市	富士見村	合　　計
ごみ収集車	３９	0	３９
バキュームダンパー車	5	0	5
道路清掃車	2	0	2
給食運搬車	１５	2	１７
移動文庫車	1	0	1
障害者輸送車	9	0	9
霊　柩　車	3	0	3
救　急　車	１６	0	１６
椅子付消防ポンプ車	1	0	1
化学消防車	1	0	1
椅子付消防自動車	2	0	2
消防ポンプ車	７４	8	８２
消防指揮車	１２	1	１３
移動トイレ車	1	0	1
消防用自動車	２５	0	２５
その他特殊用途車類	３６	6	４２
合　　計	４３８	６９	５０７

議案第１４号参考資料

３　債権の内訳　　（単位：千円）

前橋市		富士見村	
前橋市土地開発公社貸付金	１，０１５，３７１	富士見村社会福祉協議会貸付金	１５，０００
奨学資金貸付金	３０，３７８		
住宅新築資金等貸付金	２４６，９３９		
地域総合整備事業貸付金	１２０，０００		
合　　計	１，４１２，６８８	合　　計	１５，０００

※　２市村貸付金合計　１，４２７，６８８千円

４　基金の内訳　　（単位：千円）

前橋市		富士見村	
財政調整基金	８，９３４，４０２	財政調整基金	６４５，４１６
土地開発基金	１，５８６，４９３	土地開発基金	４０２，７５５
減債基金	４０８，７８２	減債基金	６８，７９９
社会福祉基金	１，０９６，３８９	社会福祉基金	１９３，５２８
国民健康保険基金	６０２，２２６	国民健康保険基金	４９，２３９
介護給付費準備基金	１９９，１６５	介護保険介護給付費準備基金	５２，９２４
公共施設等整備基金	６２６，８７６	公共施設等整備基金	９，４８８
前橋公園イベントホール建設等助成基金	１，５３６，４３４		

議案第１４号参考資料

前橋市		富士見村	
国際交流基金	２１４，９３５	国際交流基金	３２，８８９
職員退職手当基金	１，５７０，４２２		
交通安全基金	７３，３９４	交通安全基金	６，３８９
		ふるさとづくり基金	８４，１４３
		社会体育施設整備基金	３１，５０９
		役場庁舎整備基金	３５１，９７２
合　　計	１６，８４９，５１８	合　　計	１，９２９，０５１

※　２市村基金合計　１８，７７８，５６９千円

５　地方債、企業債残高の内訳　　（単位：千円）

前橋市		富士見村	
普通会計分	１３８，５５３，５１０	普通会計分	５，１６１，９８５
企業会計分	７７，２８２，１５７	企業会計分	６，６２１，８３９
水道事業	２２，２６９，３２６	水道事業	１，３４４，３１１
下水道事業	５５，０１２，８３１	下水道事業	５，２７７，５２８
合　　計	２１５，８３５，６６７	合　　計	１１，７８３，８２４

※２市村地方債、企業債残高合計　２２７，６１９，４９１千円
普通会計には競輪事業、下水道事業には農業集落排水事業を含む。

議案第１５号

協議項目９　「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」

協議項目９　「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

特別職の職員の身分の取扱い

富士見村の特別職の職員（村長、副村長及び教育長）の身分の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定める。

なお、両市村の合併に伴い、地方公務員法第３条第３項第３号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。

議案第１５号参考資料　　協議項目９　「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」

１　特別職の種類

前橋市	富士見村	備考
①市長 ②副市長 ※③教育長 ④常勤監査委員 ⑤公営企業管理者	①村長 ②副村長 ※③教育長	

※　教育長は、地方公務員法上一般職の職員。

２　財政効果

	１０年間の経費	財政効果	備考
①合併しない場合	９７１，８５０千円		
②原則どおり村長、副村長及び教育長が身分を失った場合	５４５，４６０千円	４２６，３９０千円	①－②

※経費は、二役及び教育長の給与及び共済費の合計。

議案第１６号

協議項目１０　「一般職の職員の身分の取扱いに関すること」

協議項目１０　「一般職の職員の身分の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

一般職の職員の身分の取扱い

富士見村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。

なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

議案第１６号参考資料　　協議項目１０　「一般職の職員の身分の取扱いに関すること」

１　職員数

前橋市	富士見村
（１）実職員数 市長部局　１，６８３人 （一般部局　１，５９８人） （大学　８５人） 議会事務局　１３人 選管事務局　７人 監査事務局　１１人 農委事務局　１６人 教委事務局　５５８人 公営企業　１６８人 消防　４００人 合 計　２，８５６人（兼務及び教育長を除く。） （２）条例定数 市長部局　１，７５４人 （一般部局　１，６６９人） （大学　８５人） 議会事務局　１７人 選管事務局　８人 監査事務局　１１人 農委事務局　２４人 公委事務局　２人 教委事務局　６１２人 公営企業　２５２人 消防　４００人 合計　３，０８０人	（１）実職員数 村長部局　１１８人 議会事務局　３人 選管事務局　（４人　総務課と兼務） 監査事務局　（３人　議会と兼務） 農委事務局　（５人　産業課と兼務） 教委事務局　１９人 公営企業　７人 合計　１４７人（兼務及び教育長を除く。） （２）条例定数 村長部局　１２２人 議会事務局　３人（６人） 選管事務局　（５人） 監査事務局　（３人） 農委事務局　（５人） 公委事務局　（３人） 教委事務局　２０人 公営企業　８人 合計　１５３人（２２人） （ ）内の定数は、兼務の職員数

※実職員数は、平成１９年４月１日現在の職員数（教育長は除く。）。
※実職員数には、公益法人への派遣職員、休職・育児休業中の職員等を含み、兼務職員は含まない。

議案第１６号参考資料

２　職員の職の設置

前橋市	富士見村
前橋市職員の職の設置に関する規則（関係部分抜粋） （職員の職） 第２条　法令に特別の定めのあるものを除くほか、職員の職は、次のとおりとする。 (1) 部長　室長　事務所長　事務局長　会計管理者　参事　課長　次長　副参事　支所長　課長補佐　室長補佐　所長補佐　主幹　係長　館長　所長　場長　園長　副主幹　主査　主任　主事　技師　工事検査員　技士長 (2) 保育士　保健師　管理栄養士　看護師　理学療法士　作業療法士　理学療法士　児童厚生員 (3) 自動車運転技士　電話交換技士　機械操作技士　ボイラー技士　清掃技士　調理技士　土木技士　公園技士　用務技士 (4) 嘱託員 ２　前項第２号及び第３号に掲げる職については、相当高度な知識及び経験を有する者に対し、それぞれの職に主査を冠することができる。 ３　第１項第２号及び第３号に掲げる職については、相当の知識及び経験を有する者に対し、それぞれの職に主任を冠することができる。	富士見村職員の職の設置に関する規則（関係部分抜粋） （職員の職） 第３条　職員の職は、別表の左欄に掲げる職員の区分に従い同表中欄に掲げるとおりとしその職務内容は、当該右欄に定めるとおりとする。 ・事務（技術）職員 会計管理者、課長、室長、所長、課長補佐、次長、係長、主査、主査技師、主査保健師、主査保育士、主査栄養士、主任、主任技師、主任保健師、主任保育士、主任栄養士、主事、技師、保健師、保育士、栄養士、主事補、技師補 ・業務職員 技士長、主任自動車運転手、主任調理技士、主任公仕、自動車運転手調理技士、公仕

議案第１６号参考資料

３　職員の給与について（その１）

前橋市	富士見村
前橋市一般職の職員の給与に関する条例（関係部分抜粋） （給料） 第２条　給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 ２　宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設の全部又は一部が職員に支給され、又は貸与される場合においては、別に条例で定めてその相当額をその職員の給料から控除することができる。 （給料表の種類及び適用範囲） 第３条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。 (1) 行政職給料表別表第１ (2) 教育職給料表別表第２ (3) 消防職給料表別表第３ (4) 指定職給料表別表第４ (別表第１から別表第４まで省略) ２　前項の給料表(以下「給料表」という。)は、非常勤の職員及び臨時に雇用される定数外の職員以外のすべての職員に適用するものとする。 ３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市規則で定める。	富士見村職員の給与に関する条例（関係部分抜粋） （給料） 第２条　給料は、富士見村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当を除いたものとする。 ２　宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。 （給料表） 第３条　給料表は、別表のとおりとする。 （別表第１（行政職給料表）省略） （職務の級） 第４条　職員の職務は、その複雑、困難及びその責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、村長が規則で定める。 ２　村長は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 ３　職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

議案第１６号参考資料

３　職員の給与について（その２）

前橋市	富士見村
前橋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（関係部分抜粋）別表第１ １級　主事、技師等、現業 ２級　主事、技師等、現業 ３級　主任、現業 ４級　係長、副主幹、主査、現業 ５級　課長補佐、主幹 ６級　課長 ７級　参事 ８級　部長	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（関係部分抜粋） 別表第１ １級　主事、主事補、技師等、現業 ２級　主事、技師等、現業 ３級　主任、主任技士等、現業 ４級　係長、主査、主任技師等 ５級　所長、室長、課長補佐、次長等 ６級　会計管理者、課長、局長等

※職名については、代表的なものを記載。

４　財政効果

一般職員数	１０年間の経費（総人件費）	財政効果	備考
①合併後も合併前と同数の職員数の場合	１７７，５２３，０００千円		
②合併後１０人を調整する場合	１７７，０９４，０００千円	４２９，０００千円	①－②

※総人件費とは、給与及び共済費の合計である。ただし、給与には退職手当は含まない。
※削減数１０人は、合併後の一般職員を総務省定員モデルから試算したもので、合併後に定員適正化計画を策定し、合併によるスケールメリットを十分に活かした見直しを行う。

議案第１７号

協議項目１１　「条例、規則等の取扱いに関すること」

協議項目１１　「条例、規則等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

条例、規則等の取扱い

前橋市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ、合併と同時に所要の改正等を行うものとする。

議案第１８号

協議項目１２　「町名・字名の取扱いに関すること」

協議項目１２　「町名・字名の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

町名・字名の取扱い

富士見村の町名は、富士見村の意向を尊重し、「富士見町田島」、「富士見町引田」、「富士見町横室」、「富士見町原之郷」、「富士見町小沢」、「富士見町米野」、「富士見町時沢」、「富士見町小暮」、「富士見町石井」、「富士見町漆窪」、「富士見町市之木場」、「富士見町山口」、「富士見町皆沢」及び「富士見町赤城山」とする。

なお、富士見村の小字は、現行のままとする。

議案第１８号参考資料　　協議項目１２　「町名・字名の取扱いに関すること」

	合　併　前				合　併　後			
字数	村名	大字名	ふりがな	番地	**市名**	**町名**	**ふりがな**	**番地**
1	富士見村	大字　田島	たじま	○○番地	前橋市	富士見町田島	ふじみまちたじま	○○番地
2	富士見村	大字　引田	ひきだ	〃	前橋市	富士見町引田	ふじみまちひきだ	〃
3	富士見村	大字　横室	よこむろ	〃	前橋市	富士見町横室	ふじみまちよこむろ	〃
4	富士見村	大字　原之郷	はらのごう	〃	前橋市	富士見町原之郷	ふじみまちはらのごう	〃
5	富士見村	大字　小沢	おざわ	〃	前橋市	富士見町小沢	ふじみまちおざわ	〃
6	富士見村	大字　米野	こめの	〃	前橋市	富士見町米野	ふじみまちこめの	〃
7	富士見村	大字　時沢	ときざわ	〃	前橋市	富士見町時沢	ふじみまちときざわ	〃
8	富士見村	大字　小暮	こぐれ	〃	前橋市	富士見町小暮	ふじみまちこぐれ	〃
9	富士見村	大字　石井	いしい	〃	前橋市	富士見町石井	ふじみまちいしい	〃
10	富士見村	大字　漆窪	うるくぼ	〃	前橋市	富士見町漆窪	ふじみまちうるくぼ	〃
11	富士見村	大字　市之木場	いちのきば	〃	前橋市	富士見町市之木場	ふじみまちいちのきば	〃
12	富士見村	大字　山口	やまぐち	〃	前橋市	富士見町山口	ふじみまちやまぐち	〃
13	富士見村	大字　皆沢	みなざわ	〃	前橋市	富士見町皆沢	ふじみまちみなざわ	〃
14	富士見村	大字　赤城山	あかぎさん	〃	前橋市	富士見町赤城山	ふじみまちあかぎさん	〃

※上記区域内の小字を残す。

議案第１９号

協議項目１４　「支所の取扱いに関すること」

協議項目１４　「支所の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

支所の取扱い

富士見村役場は、支所とする。

支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から５年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。

議案第１９号　参考資料　　協議項目１４　「支所の取扱いに関すること」

【合併時（16.12.5）各支所組織体制】

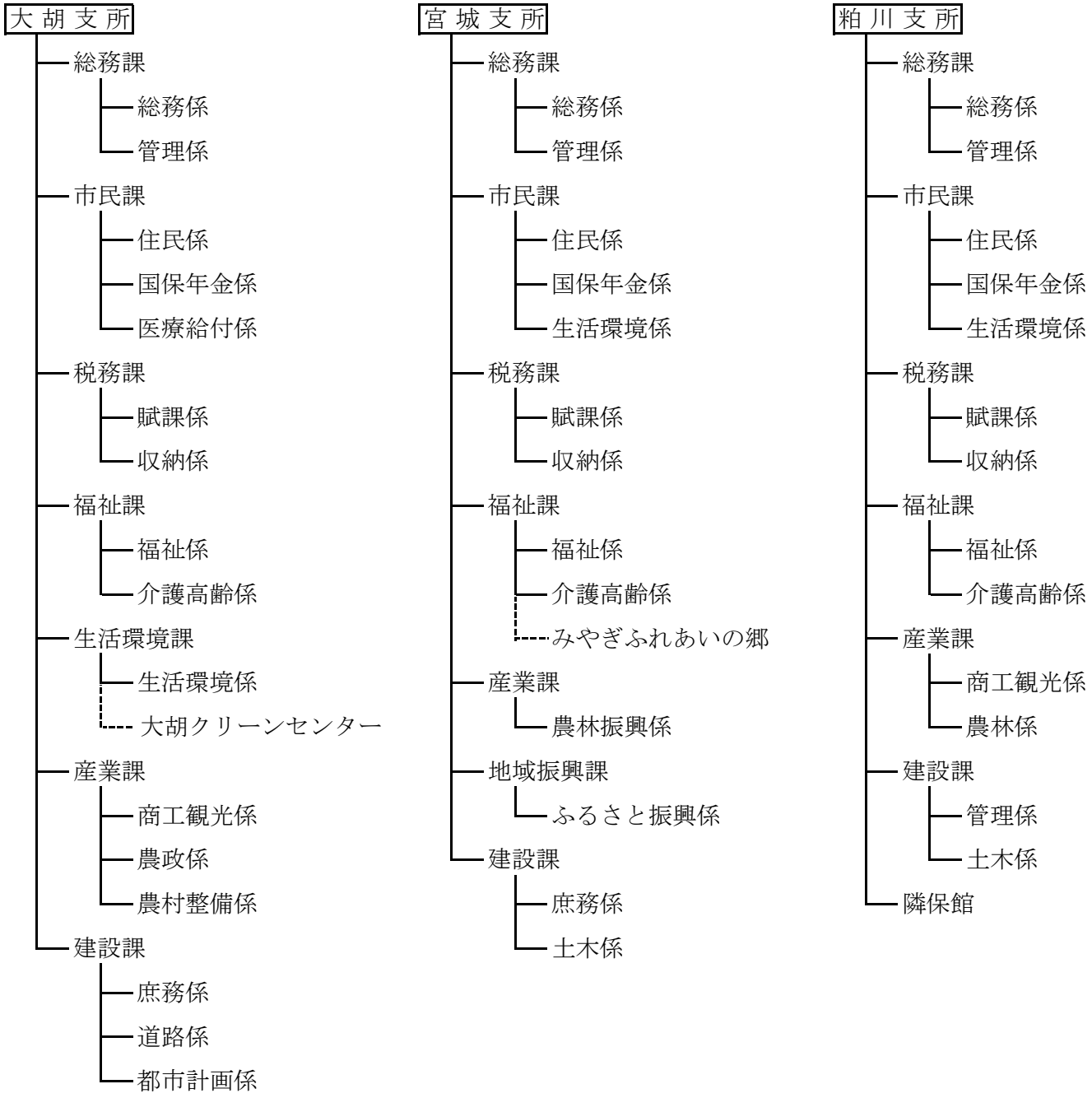

議案第２０号

協議項目１９　「公共的団体等の取扱いに関すること」

協議項目１９　「公共的団体等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

（１）両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

（２）統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

議案第２１号

協議項目２０　「補助金、交付金等の取扱いに関すること」

協議項目２０　「補助金、交付金等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から合併後速やかに調整を図るものとする。

議案第２０号・議案第２１号参考資料　　協議項目１９　「公共的団体等の取扱いに関すること」
協議項目２０　「補助金、交付金等の取扱いに関すること」

１　公共的団体等の例

前橋市	富士見村
前橋市行政自治委員会	富士見村区長会
日本赤十字社群馬県支部前橋市地区	日本赤十字社群馬県支部中部地区富士見村分区
群馬県共同募金会前橋市支会	群馬県共同募金会富士見村分会
前橋市交通対策協議会	富士見村交通対策協議会
前橋交通安全協会	前橋交通安全協会
前橋東交通安全協会	
大胡交通安全協会	
前橋市防犯協会	富士見村防犯協会
前橋市東防犯協会	
前橋市大胡防犯協会	
前橋市交通指導員会	富士見村交通指導員会
(社)前橋市社会福祉協議会	(社)富士見村社会福祉協議会
(社)前橋市シルバー人材センター	富士見村シルバー人材センター（(社)富士見村社会福祉協議会内部団体）
前橋市老人クラブ連合会	富士見村老人クラブ連合会
前橋市母子寡婦会	富士見村母子寡婦会
前橋市肢体障害者福祉協会	富士見村身体障害者連合会
前橋市聴覚障害者福祉協会	
前橋市視覚障害者福祉協会	

議案第２０号・議案第２１号参考資料

前橋市	富士見村
前橋市民生委員児童委員連絡協議会	富士見村民生委員児童委員協議会
前橋市食生活改善推進員協議会	富士見村食生活改善推進協議会
前橋市保健推進員協議会	富士見村母子保健推進協議会
前橋市環境保健地区組織連合会	富士見村保健衛生推進協議会
前橋商工会議所	富士見村商工会
前橋東部商工会	
（財）前橋観光コンベンション協会	富士見村観光協会
前橋市家畜自衛防疫協議会	富士見村家畜自衛防疫協議会
前橋市農業集落排水事業連絡協議会	富士村農業集落排水事業連絡協議会
前橋市認定農業者連絡協議会	家族経営協定農家連絡協議会
前橋市都市整備振興公社	
前橋市まちを緑にする会	
前橋市体育協会	富士見村体育協会
前橋市体育指導委員会	富士見村体育指導委員会
前橋市スポーツ少年団	富士見村スポーツ少年団
前橋市小中養護学校PTA連合会	富士見村小中学校PTA連合会
前橋ボランティア連絡会	
前橋市国際交流協会	
前橋市文化協会	富士見村文化協会

議案第２０号・議案第２１号参考資料

前橋市	富士見村
前橋市生涯学習奨励員連絡協議会	富士見村生涯学習推進員連絡協議会
前橋市地区婦人会連絡協議会	
前橋市青少年育成推進員連絡協議会	富士見村青少年育成推進員連絡協議会
前橋市子ども会育成団体連絡協議会	富士見村子ども会育成会連合会
前橋市青少年健全育成会連絡協議会	
前橋たばこ販売協同組合	富士見村たばこ小売人組合

２　公共的団体等の取扱いに関する考え方

（１）公共的団体の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも、私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

（２）「公共的団体等の取扱い」として協議するもの

①　団体の設置について市町村の意思が関与しているもの

②　市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの

③　市町村の事業に大きく関与しているもの

【例】　社会福祉協議会、商工会議所、商工会、シルバー人材センター
土地開発公社、医師会等

議案第２０号 ・ 議案第２１号参考資料

３　各種団体運営に係る補助金、交付金等の例

前橋市	富士見村
前橋市行政自治委員会交付金	富士見村区長会交付金
前橋交通安全協会運営費補助金	前橋交通安全協会補助金
前橋東交通安全協会運営費補助金	
大胡交通安全協会運営費補助金	
前橋市防犯協会補助金	富士見村防犯協会交付金
前橋市東防犯協会補助金	
前橋市大胡防犯協会補助金	
前橋市交通指導員会運営費補助金	富士見村交通指導員会交付金
前橋市消防団運営交付金	富士見村消防後援会交付金
防火指導員火災予防業務運営交付金	
前橋市社会福祉協議会補助金	
前橋市シルバー人材センター事業運営費補助金	富士見村シルバー人材センター事業運営費委託金
前橋市老人クラブ連合会補助金	富士見村老人クラブ連合会補助金
前橋市肢体障害者福祉協会補助金	
前橋市聴覚障害者福祉協会補助金	
前橋市視覚障害者福祉協会補助金	
前橋市保健推進員協議会運営補助金	富士見村母子保健推進協議会交付金
前橋市環境保健地区組織連合会補助金	富士見村保健衛生推進協議会交付金
前橋商工会議所事業補助金・前橋東部商工会事業費補助金	富士見村商工会運営活動費補助金
（財）前橋観光コンベンション協会事業補助金	富士見村観光協会運営活動費補助金
家畜防疫対策事業補助金	畜産自衛防疫事業補助金
前橋市認定農業者連絡協議会補助金	
前橋市まちを緑にする会補助金	
前橋市体育協会補助金	富士見村体育協会運営費補助金
前橋市体育指導委員会補助金	

前橋市	富士見村
前橋ボランティア連絡会補助金	
前橋市国際交流協会運営費等補助金	
前橋市文化協会補助金	富士見村文化協会補助金
前橋市生涯学習奨励員連絡協議会補助金	富士見村生涯学習推進員連絡協議会活動費補助金
前橋市地区婦人会連絡協議会補助金	
前橋市青少年育成推進員連絡協議会等補助金	富士見村青少年育成推進員連絡協議会・青少年健全育成活動費交付金
前橋市子ども会育成団体連絡協議会等補助金	富士見村子ども会育成会連合会補助金
前橋市青少年健全育成会連絡協議会等補助金	
前橋市ＶＹＳ連絡協議会補助金	富士見ＶＹＳ連合会活動費補助金
前橋たばこ販売協同組合補助金	富士見村たばこ小売人組合補助事業補助金

４　事業に対する補助金、交付金等の例

前橋市	富士見村
前橋市上毛線再生対策費補助金	
前橋市防犯灯新設補助金	
前橋市防犯灯維持管理費助成金	
前橋市町内集会所等建設費補助金	富士見村行政区集会所建設事業補助金
単位老人クラブ活動費補助金	単位老人クラブ補助金（老人クラブ連合会に一括交付）
前橋まつり補助金	富士見村産業祭実行委員会交付金
商店街街路灯電気料補助金	
前橋市私道整備事業補助金	
前橋市生垣づくり奨励金	富士見村生垣づくり奨励金
前橋市幼稚園就園奨励費補助金	富士見村私立幼稚園就園奨励費補助金
	富士見村私立幼稚園預かり保育等支援事業補助金
前橋シティマラソン運営費補助金	あかぎ大沼・白樺マラソン大会開催費補助金
児童・生徒関東全国大会出場補助金	村内児童・生徒の対外運動競技参加費補助金
前橋市ごみ減量化器具購入費助成金	富士見村ごみ減量化器具購入費補助金
前橋市有価物集団回収事業奨励金	富士見村ごみ収集モデル地区補助金
前橋市わが町リサイクル庫設置補助金	

５　平成１６年３町村の公共的団体等統合事例

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	統合の時期	統合の方法	統合時の経過措置等 （会費、補助金の増減等）
前橋市交通指導員会	大胡町交通指導員会	宮城村交通指導員会	粕川村交通指導員会	平成16年12月5日	３町村の指導員会を前橋市交通指導員会に統合	補助金は、合併前とほぼ同額を補助。報酬は、合併時に前橋市の金額に合わせた。
前橋市防犯協会 前橋市東防犯協会	群馬県防犯協会大胡支部	群馬県防犯協会大胡支部	群馬県防犯協会大胡支部 粕川村防犯協会	平成17年5月30日	既存の団体に加えて大胡防犯協会を設置し、３年間で活動主体を統一	統合前の補助金を基準に窓口を大胡防犯協会に一本化し、段階的に減額
前橋市消防団	大胡町消防団	宮城村消防団	粕川村消防団	平成16年12月5日	３町村の消防団を前橋市消防団に編入	統合前の出動手当等とほぼ同額を制度調整金として、平成２１年度まで交付
(社)前橋市社会福祉協議会	(社)大胡町社会福祉協議会	(社)宮城村社会福祉協議会	(社)粕川村社会福祉協議会	平成16年12月5日	前橋市社会福祉協議会に編入	統合前の補助金とほぼ同額を補助
(社)前橋市シルバー人材センター	大胡町ミニ・シルバー人材センター	宮城村シルバー人材センター	粕川村シルバー人材センター	平成16年12月5日	３町村のシルバー人材センターを解散し、前橋市シルバー人材センターに編入	統合前の４市町村補助金合算額を段階的に減額して補助
前橋市老人クラブ連合会	大胡町老人クラブ連合会	宮城村老人クラブ連合会	粕川村老人クラブ連合会	平成17年4月1日	３町村の老人クラブ連合会を解散し、前橋市老人クラブ連合会に編入	統合前の補助金とほぼ同額を補助
前橋市母子寡婦会	大胡町母子寡婦会	宮城村母子寡婦会	粕川村母子寡婦会	平成17年4月1日	３町村の会を前橋市母子寡婦会に編入	大胡は会費の変化なしであるが、宮城は会費の徴収を開始し、粕川は会費を増額した
前橋保護区保護司会	勢多保護区保護司会大胡支部	勢多保護区保護司会宮城支部	勢多郡保護区粕川村保護司会	平成17年4月1日	前橋保護区保護司会と勢多保護区保護司会（富士見村を含む４町村）が統合し前橋保護区保護司会となる	統合前の補助金とほぼ同額を補助。富士見村からも補助金がある。
前橋更生保護婦人会	大胡町更生保護婦人会	宮城村更生保護婦人会	粕川村更生保護婦人会	平成17年4月1日	前橋更保護女性会と勢多地区更生保護婦人会（富士見村を含む４町村）が統合し前橋地区更生保護女性会となる	統合前の補助金とほぼ同額を補助。富士見村からも補助金がある。
前橋市食生活改善推進員協議会	大胡町食生活改善推進協議会	宮城村食生活改善推進協議会	粕川村食生活改善推進協議会	平成16年12月5日	３町村の協議会を前橋市食生活改善推進員協議会に編入	補助金なし 会費　1,000円 （合併前は、前橋市と旧宮城村は会費1,000円、旧大胡町と旧粕川村は会費なし）
前橋市保健推進員協議会	大胡町母子保健推進員会	宮城村健康推進員会	粕川村母子保健推進員会	平成16年12月5日	３町村の会を前橋市保健推進員協議会に編入	補助金 ・平成16年度 前橋市から200,000円、粕川村から300,000円 ・平成17年度～250,000円 会費なし
前橋市環境保健地区組織連合会	大胡町保健衛生推進協議会	宮城村保健衛生推進協議会	―	平成17年6月27日	２町村の協議会を前橋市環境保健地区組織連合会に統合	補助金等は統合前とほぼ同額

議案第２０号 ・ 議案第２１号参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	統合の時期	統合の方法	統合時の経過措置等 （会費、補助金の増減等）
前橋商工会議所	大胡町商工会	宮城村商工会	粕川村商工会	平成18年4月1日	３町村の商工会を統合し前橋東部商工会を設置	統合前の補助金とほぼ同額を補助
前橋市観光協会	大胡町観光協会	宮城村観光協会	粕川村観光協会	平成17年4月1日	３町村の観光協会を前橋市観光協会に統合	統合前の補助金とほぼ同額を補助
前橋市家畜自衛防疫協議会	大胡町家畜自衛防疫推進協議会	宮城村家畜自衛防疫事業協議会	粕川村家畜自衛防疫事業協議会	平成17年6月6日	３町村の協議会を解散し、前橋市の協議会へ統合	統合前の補助金とほぼ同額を補助
前橋市体育協会	大胡町体育協会	宮城村体育協会	粕川村体育協会	平成16年12月5日	３町村の体育協会を地区体育協会に位置づけて統合	激変緩和措置として市から３年間継続して補助
前橋市体育指導委員会	大胡町体育指導委員会	宮城村体育指導委員会	粕川村体育指導委員会	平成17年4月1日	平成17年4月1日付で委嘱した３町村地区から選出の委員12人が市の体育指導委員会に入会	３町村からの補助金はなかったため、経過措置は特になし。合併後に会員数増加に伴う補助金の増額あり
前橋市小中養護学校PTA連合会	大胡町PTA連合会	宮城村幼小中PTA連絡協議会	粕川村PTA連合会	平成16年12月5日	３支所管内PTAの所属学区を新たに定めた（６学区→７学区）	補助金は合併前と同額 会費は旧町村に比較し、同額程度又は以下
前橋市文化協会	大胡町文化協会	宮城村文化協会	粕川村文化協会	平成17年4月1日	３町村の文化協会を前橋市文化協会に統合し、支部とした。	補助金額は、段階的に削減。会費は、統合後から徴収
前橋市生涯学習奨励員連絡協議会	大胡町生涯学習推進協議会	宮城村生涯学習を推進する会	粕川村生涯学習をすすめる会	平成16年12月5日	３町村の会を前橋市の連絡協議会に統合 前橋市の奨励員として委嘱された旧町村地区の奨励員は、前橋市の連絡協議会へ所属	統合前の補助金とほぼ同額を補助
前橋市地区婦人会連絡協議会	大胡町婦人会	宮城村婦人会	粕川村婦人会	平成17年4月1日	前橋市地区婦人会連絡協議会へ統合。旧町村の婦人会は同協議会の地区婦人会として位置づけ。	旧町村地区婦人会への補助金は段階的に削減
前橋市青少年育成補導推進員連絡協議会	大胡町青少年育成補導推進委員協議会	宮城村青少年育成補導推進員連絡協議会	粕川村青少年補導推進員連絡協議会	平成１７年度	３つの地区連を前橋市青少年育成推進員連絡協議会に統合	旧町村地区の補助金は段階的に削減 19年度以降は旧前橋市の地区と同額を交付
前橋市子ども会育成団体連絡協議会	大胡町子ども会育成団体連絡協議会	宮城村子ども会育成会	粕川村子ども会育成団体連絡協議会	平成１７年度	３つの地区連を前橋市子ども会育成団体連絡協議会に統合	旧町村地区の補助金は段階的に削減
前橋たばこ販売協同組合	大胡町たばこ小売組合	宮城たばこ組合	粕川村たばこ組合	平成18年5月23日	３町村の組合を前橋たばこ販売協同組合に統合	統合前の補助金とほぼ同額を補助

議案第２２号

協議項目２１　「土地利用の取扱いに関すること」

協議項目２１　「土地利用の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

土地利用の取扱い

１　富士見都市計画区域は、土地利用規制の急激な変化を避けるため、合併からおおむね１０年後に前橋都市計画区域に統合するまでの間、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施しないものとする。

２　富士見都市計画用途地域の区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、前橋都市計画区域、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の統合時期に合わせて、前橋市全体として調整を図るものとする。

議案第２２号参考資料　　協議項目２１　「土地利用の取扱いに関すること」

１　合併に伴う都市計画区域の統合（変更）及び線引きの時期について

都市計画区域の統合（変更）及び線引きの時期については、平成２１年の合併からおおむね１０年後とする。

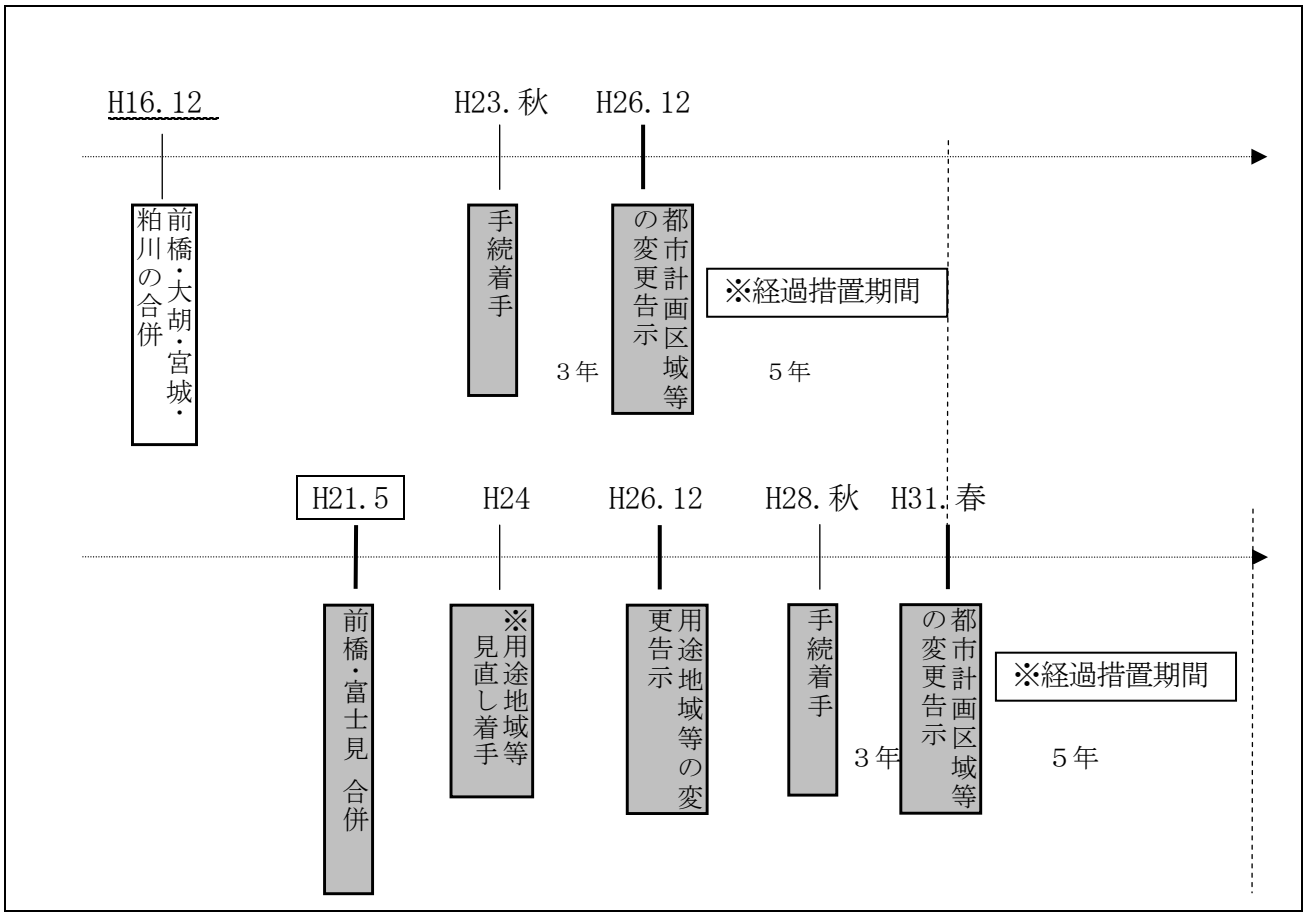

※経過措置期間とは

線引き前と同様の開発をしようとする者は、告示から６か月以内に届出をすれば、５年以内に建物を建てることができる。（都市計画法第３４条第１３号）

（農地の場合は、線引きの前に農振除外及び農地転用許可が必要となる。）

※用途地域等見直しとは

用途地域の区域変更(縮小)及びそれに伴う農振法等との土地利用調整

・都市計画区域の統合（変更）及び線引き（区域区分）の変更は**県決定案件であり**、線引き定期見直しとの関連により手続着手等の時期が変更になる場合がある。
・手続に３年の期間を想定するが、農林調整等の期間により延長・短縮される場合もある。

議案第２３号

協議項目８　「地方税の取扱いに関すること」

協議項目８　「地方税の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。ただし、都市計画税については、富士見都市計画用途地域の区域に対し、市町村の合併の特例等に関する法律第１６条第１項の規定を適用し、合併年度及びこれに続く５年度間に限り、課税を行わない。

なお、国民健康保険税の税率については、別途定める。

議案第２３号参考資料　　協議項目８　「地方税の取扱いに関すること」

１　個人市村民税

前橋市	富士見村
①納税義務者 ・市内に住所を有する個人　均等割＋所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者　均等割	①納税義務者 左記同様
②均等割 ・税率　３，０００円／年（標準税率） ・非課税基準　控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数×３１５，０００円＋１８９，０００円	②均等割 ・税率　左記同様 ・非課税基準　控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数×２８０，０００円＋１６８，０００円
③所得割 ・税率　標準税率 ・非課税基準　３５０，０００円 控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数×３５０，０００円＋３２０，０００円（加算額は、所得割、均等割とも控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算）	③所得割 左記同様
④納期 【普通徴収】 ・第１期　６月１日から同月３０日まで ・第２期　８月１日から同月３１日まで ・第３期　１０月１日から同月３１日まで ・第４期　翌年１月１日から同月３１日まで 【特別徴収】 ・翌月１０日まで	④納期 【普通徴収】 ・第１期　６月１日から同月３０日まで ・第２期　８月１日から同月３１日まで ・第３期　１０月１日から同月３１日まで ・第４期　１２月１日から同月２５日まで 【特別徴収】 左記同様

議案第２３号参考資料

２　法人市村民税

前橋市

①納税義務者
- 市内に事務所又は事業所を有する法人　均等割＋法人税割
- 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの　均等割
- 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（収益事業を行うものを除く。）　均等割

②均等割　制限税率（※下表のとおり）

法人等の区分		税率（年額）
資本金等の金額	市内従業者数	
５０億円超	５０人超	3,600,000円
１０億円超 ５０億円以下	５０人超	2,100,000円
１０億円超	５０人以下	492,000円
１億円超 １０億円以下	５０人超	480,000円
	５０人以下	192,000円
１千万円超 １億円以下	５０人超	180,000円
	５０人以下	156,000円
１千万円以下	５０人超	144,000円
上記以外の法人等		60,000円

③法人税割　制限税率（１４．７％）

富士見村

①納税義務者
左記同様

②均等割　標準税率（※下表のとおり）

法人等の区分		税率（年額）
資本金等の金額	村内従業者数	
５０億円超	５０人超	3,000,000円
１０億円超 ５０億円以下	５０人超	1,750,000円
１０億円超	５０人以下	410,000円
１億円超 １０億円以下	５０人超	400,000円
	５０人以下	160,000円
１千万円超 １億円以下	５０人超	150,000円
	５０人以下	130,000円
１千万円以下	５０人超	120,000円
上記以外の法人等		50,000円

③法人税割　標準税率（１２．３％）

議案第２３号参考資料

３　固定資産税

前橋市	富士見村
①納税義務者　固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者 ②税率　１．４％（標準税率） ③課税標準　固定資産税の基準年度価格（土地、家屋、償却資産） ④納期 ・第１期　４月１日から同月３０日まで ・第２期　７月１日から同月３１日まで ・第３期　９月１日から同月３０日まで ・第４期　１２月１日から同月２５日まで ⑤不均一課税　国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル又は旅館に対する固定資産税の不均一課税 税率　０．７％　期間　登録日以後最初の３年度分	①納税義務者　左記同様 ②税率　左記同様 ③課税標準　左記同様 ④納期 ・第１期　７月１日から同月３１日まで ・第２期　９月１日から同月３０日まで ・第３期　１１月１日から同月３０日まで ・第４期　翌年１月１日から同月３１日まで ⑤不均一課税　国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル又は旅館に対する固定資産税の不均一課税 税率　０．７％　期間　登録日の翌年度から５年間

議案第２３号参考資料

4　軽自動車税

<table>
<tr><th>前橋市</th><th>富士見村</th></tr>
<tr><td>
①納税義務者　軽自動車等の所有者又は使用者

②税率（※下表のとおり）　単位：円
<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">種　　別</th><th>年額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付
自 転 車</td><td colspan="2">総排気量５０cc以下のもの</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">総排気量５０ccを超え、９０cc以下のもの</td><td>1,200</td></tr>
<tr><td colspan="2">総排気量９０ccを超え、１２５cc以下のもの</td><td>1,600</td></tr>
<tr><td colspan="2">ミニカー</td><td>2,500</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊
自 動 車</td><td colspan="2">農耕作業用自動車（トラクター等）</td><td>1,600</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの（フォークリフト等）</td><td>4,700</td></tr>
<tr><td rowspan="7">軽自動車</td><td colspan="2">二輪車（側車付のものを含む。）</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪車</td><td>3,100</td></tr>
<tr><td>四 輪
貨 物</td><td>自家用</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td></td><td>営業用</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>四 輪
乗 用</td><td>自家用</td><td>7,200</td></tr>
<tr><td></td><td>営業用</td><td>5,500</td></tr>
<tr><td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td colspan="3">二輪の小型自動車</td><td>4,000</td></tr>
</table>
③納期　５月１日から同月３１日まで

④ナンバープレートの再交付
・ナンバー確認できる破損等　弁償金　なし
・ナンバーの盗難、紛失等　　弁償金　３００円
（盗難届出証明書がある場合を除く。）
</td><td>
①納税義務者　左記同様

②税率　左記同様

③納期　左記同様

④ナンバープレートの再交付
・ナンバー確認できる破損等　弁償金　なし
・ナンバーの盗難、紛失等　　弁償金　２００円
（盗難届出証明書がある場合を除く。）
</td></tr>
</table>

議案第２３号参考資料

5　たばこ税

前橋市	富士見村
①納税義務者　製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者 ②税率 ・旧３級品以外　１，０００本につき３，２９８円 ・旧３級品　　１，０００本につき１，５６４円 ③納期　当月の販売分につき、翌月末まで	①納税義務者　左記同様 ②税率 左記同様 ③納期　左記同様

6　特別土地保有税

前橋市	富士見村
①納税義務者 取得後１０年を経過していない土地又は土地の取得に対し当該土地の所有者又は取得者 ②税率 ・保有分　１００分の１．４ ・取得分　１００分の３ ③課税標準　土地の修正取得価格 ④免税点　５，０００㎡未満	①納税義務者　左記同様 ②税率 左記同様 ③課税標準　左記同様 ④免税点　左記同様

議案第２３号参考資料

7　入湯税

前橋市	富士見村
①納税義務者　鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する ②税率 ・宿泊客　　１５０円 ・日帰り客　　５０円 ③課税免除 ・年齢１２歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・治療又は療養のために入湯する者で、医師が発行した書類等を提示することによりその旨が確認できるもの	①納税義務者　左記同様 ②税率 左記同様 ③課税免除 左記同様

8　都市計画税

前橋市	富士見村	備　考
①納税義務者 都市計画区域のうち市街化区域内及び用途地域内に所在する土地及び家屋の所有者 ②税率　１００分の０．２ ③課税標準　固定資産の価格（土地、家屋） ④納期　固定資産税の納期と同じ	(現状) 平成元年に都市計画法の用途地域を定める。 都市計画税は、課税していない。（土地区画整理事業を行っている区域については、事業完了時等の適切な時期に課税する予定。）	

９　事業所税

前橋市	富士見村

①税の目的
・都市環境の整備及び改善に関する事業に要する経費に充てる。

②課税開始時期（予定）　　平成２２年６月１日（最短で見込まれる課税開始期日）
※全国の課税団体等
ア　課税団体　７０団体（平成１９年４月１日現在）
1）東京都（特別区の存する区域に限る。）
2）地方自治法第２５２条の１９第１項の市（１７市）
3）　2）以外の市で、首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域を有する市（８市）
4）　2)及び3)以外の市で、人口３０万以上の市で政令で指定するもの(４４市)
※　前橋市は「市町村の合併の特例等に関する法律」の規定により、合併が行われた日（平成１６年１２月５日）から起算して5年を経過する日までの間は政令による指定は行われない。

③課税対象（課税客体）
事業所等において法人又は個人が行う事業。

④納税義務者
・事業所等において事業を行う法人又は個人

⑤税率
・資 産 割　　事業所床面積１㎡につき６００円
・従業者割　　従業者給与総額の０．２５／１００（＝０．２５％）

⑥課税標準
・資 産 割　　課税標準の算定期間（該当事業の事業年度）の末日現在における市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積。
（免税点：事業所等の合計事業所床面積が１，０００㎡以下）
・従業者割　　課税標準の算定期間中に市内の各事業所に勤務する従業者に対して支払われた従業者給与総額。
（免税点：事業所等の合計従業者数が１００人以下）
⑦納税の方法
申告納付の方法で行う。
・法人の場合：事業年度終了の日から２か月以内に申告し納付する。
・個人の場合：事業を行った年の翌年３月１５日までに申告し納付する。

議案第２４号

協議項目２２　「地域審議会の取扱いに関すること」

協議項目２２　「地域審議会の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

地域審議会の取扱い

勢多郡富士見村の区域に市町村の合併の特例等に関する法律第２２条の規定に基づく地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

別紙

前橋市及び勢多郡富士見村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書

（設置）

第１条　市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）第２２条第１項及び第２項の規定に基づき、合併前の勢多郡富士見村の区域（以下「対象区域」という。）に地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（名称）

第２条　審議会の名称は、前橋市富士見地区地域審議会とする。

（設置期間）

第３条　審議会の設置期間は、平成２１年５月５日から平成３２年３月３１日までとする。

（所掌事務）

第４条　審議会は、対象区域に係る次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

(1) 新市基本計画の変更に関すること。

(2) 新市基本計画の執行状況に関すること。

(3) その他市長が必要と認めること。

２　審議会は、対象区域に係る必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

（組織）

第５条　審議会は、２０人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、対象区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による者

（任期）

第６条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（会長及び副会長）

第７条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐する。
４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第８条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。
２　会議は、毎年度、開催するものとする。
３　委員の４分の１以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、市長は、これを招集しなければならない。

（会議の運営）

第９条　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
２　会長は、会議の議長となる。
３　会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。
４　議長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第１０条　審議会の庶務は、対象区域に置く支所において処理する。
２　審議会の庶務の調整は、企画担当部署において処理する。

（委任）

第１１条　この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この協議は、平成２１年５月５日から施行する。

議案第２５号

協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、教育部会の所管する事務事業について

協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、教育部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

１　学校教育関係の取扱い

（１）学校給食費については、前橋市の制度に統一するものとする。

（２）幼稚園の補助制度については、前橋市の制度に統一するものとする。

（３）育英事業の取扱いについては、前橋市の制度を適用するものとする。

２　社会教育関係の取扱い

（１）各種スポーツ教室の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している教室等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。

（２）公民館事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。

（３）青少年海外派遣事業については、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で実施している中学生の海外派遣事業については、段階的に調整するものとする。

（４）図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

議案第２５号参考資料　　協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」

１　学校教育関係
（１）学校給食

前橋市	富士見村
○調理方式 共同調理場方式 調理場７場	○調理方式 共同調理場方式 調理場１場
○実施状況 小学校 中学校 幼稚園 養護学校	○実施状況 小学校 中学校
○給食費（円／年） 小学生　43,030　教職員 43,030 中学生　54,470　教職員 54,470 幼稚園児　39,590　教職員 41,540 調理場職員 43,670	○給食費（円／年） 小学生　44,400　教職員 44,400 中学生　52,800　教職員 52,800 調理場職員 44,400

（２）幼稚園
　①　就園奨励費補助金等

前橋市	富士見村
○幼稚園就園奨励費補助金 〔公立幼稚園〕 対象者 生活保護世帯及び市町村民税非課税又は均等割のみ世帯 補助額（年額） ・従来条件（小学校１・２年生の兄・姉がいない世帯） 第１子　20,000円 第２子　38,000円 第３子以降　64,000円 ※第２子及び第３子以降とは、同一世帯で同時に就園する園児の２人目、３人目以降を指す。 ・新条件（小学校１・２年生の兄・姉がいる世帯） 第２子　26,000円 第３子以降　32,000円 ※小学校１・２年生の兄・姉を第１子と数える。（ただし、兄・姉が２人いる場合には、兄・姉を第１子・第２子と数え、園児を第３子と数える。	○幼稚園就園奨励費補助金 〔公立幼稚園〕 公立幼稚園なし
〔私立幼稚園〕 対象：満３歳児～５歳児 ・従来条件（小学校１・２年生の兄・姉がいない世帯） （年額）　第１子　第２子　第３子以降 生活保護･非課税世帯　141,900円　185,000円　257,000円 均等割のみ世帯　107,600円　162,000円　250,000円 所得割　34,500円以下　81,700円　143,000円　245,000円 所得割 183,000円以下　57,500円　127,000円　240,000円 ※第２子及び第３子以降とは、同一世帯で同時に就園する園児の２人目、３人目以降を指す ・新条件（小学校１・２年生の兄・姉がいる世帯） （年額）　第２子　第３子以降 生活保護･非課税世帯　157,000円　171,000円 均等割のみ世帯　126,000円　144,000円 所得割　34,500円以下　103,000円　123,000円 所得割 183,000円以下　81,000円　104,000円 ※小学校１・２年生の兄・姉を第１子と数える。（ただし、兄・姉が２人いる場合には、兄・姉を第１子・第２子と数え、園児を第３子と数える。）	〔私立幼稚園〕 前橋市と同じ

○幼稚園就園援助費補助金(私立幼稚園のみ) 対象：満３歳児～５歳児 ・従来条件（小学校１・２年生の兄・姉がいない世帯） （年額）　第１子　第２子 所得割 220,000円以下　15,000円　30,000円 ※第２子とは、同一世帯で同時に就園する園児の２人目を指す。 ・新条件（小学校１・２年生の兄・姉がいる世帯） （年額）　第２子 所得割 220,000円以下　30,000円 ※小学校１・２年生の兄・姉を第１子と数える。	○幼稚園就園援助費補助金(私立幼稚園のみ) 対象：満３歳児～５歳児 (年額) 所得割　183,001円以上　10,000円 ※２人目以降は、預かり保育等支援事業補助金の同時保育補助に記載
○第３子以降保育料軽減補助金 1 同一世帯で第３子以降の園児が対象 （満３歳児、３歳児、４歳児、５歳児） 2 同一世帯で３人以上の子を扶養していること 3 市町村民税の申告がなされていること 補助額（私立）186,000円　（国立）73,200円　（公立）70,800円 ※就園奨励・援助費補助金と合わせて限度額とする。	○第３子以降保育料軽減補助金 ※預かり保育等支援事業補助金の同時保育補助に記載

② 私立幼稚園運営費補助制度

前橋市	富士見村
○私立幼稚園運営費補助 施設割　310,000円 園児割　3,000円 教員割　102,500円 障害児割　120,000円	○私立幼稚園運営費補助（私立幼稚園等教育振興補助金） 施設割　1,000,000円 園児割　5,000円 マイクロバス購入費補助　事業費の25％
○私立幼稚園施設整備費補助 対象：200万円以上の施設整備工事 補助：1/3以内 （限度額250万円）	○私立幼稚園施設整備費補助（私立幼稚園建設費補助金） 対象：国庫補助対象経費 補助：新　築　20％ 増改築　10％

③ 公立幼稚園入園料・保育料

前橋市	富士見村
入園料　11,000円 保育料　5,900円	公立幼稚園なし

④ 預かり保育等支援事業補助制度

前橋市	富士見村
制度なし	①預かり保育補助　補助限度額（月額）園児１人　5,000円 ②預かり保育経費補助　補助限度額（年額）１園　100万円～140万円 ③同時保育補助　補助限度額（年額） ２人目　保育料基準年額（上限26万円）から幼稚園就園奨励費・援助費を差し引いた残額の２分の１の額 ３人目以降　保育料基準年額（上限26万円）から幼稚園就園奨励費・援助費を差し引いた残額の10分の９の額

（３）育英事業

前橋市	富士見村
○奨学資金貸付金 ア　貸与条件 (1) 品行方正、身体健全、学業優秀であって志操堅固である者 (2) 市内に居住する者 (3) 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学中の者 (4) 資力がなくて修学困難である者 (5) 他の制度による育英又は奨学等の資金の給与又は貸与を受けていない者 イ　貸与月額 (1) 国公立　12,000円 (2) 私立　18,000円 ウ　利子 なし エ　対象人数（平成18年度実績） 17人（国公立14人、私立3人） オ　選考方法 人物、健康、学力、家計の基準により、適格者を選定する。選定にあたって、前橋市奨学資金貸与審査委員会に諮問し、その答申に基づき貸与者を決定する。 カ　返還について 貸与が完了又は廃止された翌月から６か月を経過した後、10か年以内で返還する。	制度なし

議案第２５号参考資料

２　社会教育関係

（１）各種スポーツ教室

前橋市	富士見村
○教育委員会主催（指定管理者事業委託）教室 市民体育館 ・バドミントン教室　・卓球、新卓球教室　・小中学生体操教室 ・ストレッチ軽スポーツ教室　・高年者軽スポーツ教室 ・エアロビクス教室　・キッドビクス教室　・幼児体育教室 ・わくわくスポーツ塾　・中学生バレーボール教室　・太極拳教室 ・中学生剣道教室　・中学生柔道教室　・弓道教室　・空手道教室 ・バスケットボール教室　・フォークダンス教室　・逆上がり教室 ・室内サッカー教室　・気功教室　・フラダンス教室 ・アロマリフレッシュヨーガ教室 大渡温水プール・トレーニングセンター ・水泳教室　・健康温水プール浴教室　・アクアビクス教室 ・エアロビクス教室　・ヨガ教室　・太極拳教室　・フラダンス教室 六供温水プール ・水泳教室　・健康温水プール浴教室　・アクアビクス教室 ・アロマフィットネスヨーガ教室 王山運動場 ・親子サッカー教室　・小学生サッカー教室　・小中学生陸上教室 三俣テニスコート ・テニス教室　・小中学生ソフトテニス教室 大胡体育館 ・ストレッチ軽スポーツ教室　・バドミントン教室 ・高年者軽スポーツ教室 宮城総合運動場 ・マレットゴルフ教室 粕川総合グランド ・テニス教室	○教育委員会主催教室 ・ジュニアスポーツ教室（ティボール） ・スキー教室 ・小学校バレーボール教室 ・綱引き教室 ・インディアカ教室 ・バウンドテニス教室 ・ソフトテニス教室

議案第２５号参考資料

（2）公民館事業

前橋市	富士見村
主な地区公民館事業 ・家庭教育学級 ・高齢者教室 ・公民館講座 ・地域づくり事業 ・世代間交流事業 ・少年教室 ・環境保護実践講座 ・情報提供、相談事業 ・読書普及事業 ・文化祭 ・地域活動支援事業　　など	主な公民館事業 ・家庭教育学級 ・高齢者教室 ・公民館講座 ・公民館展示事業 ・村民文化祭 ・芸術文化活動支援事業 ・世代間交流事業 ・図書の貸出事業 ・婚礼衣装の貸出事業　　など

（3）青少年海外派遣事業

前橋市	富士見村
派遣先：オーストラリア　　シドニー 派遣者：中学生・高校生(４８人) 日数　：１５日間 研修内容：全日ホームステイ 英語研修（6回） 交流学習（5回） 市内見学（4回） 個人負担金：１２万円	派遣先：国外（１９年度：オーストラリア　ユマイナ） 派遣者：中学生［富士見中学校］（２０人） 日数　：１２日間 研修内容：ホームステイ（８日） 英語研修、交流学習、市内見学 補助金：実費旅費の２分の１、上限２０万円 （１９年度補助金：１３万円） 派遣先：国外（１９年度：アメリカ合衆国） 派遣者：一般〔１２歳以上２５歳未満〕（１９年度：２人） 日数　：１０日間以上 研修内容：ホームステイ 文化、経済、歴史 補助金：実費旅費の２分の１、上限２０万円 （１９年度補助金：７０千円、１９１千円）

議案第２５号参考資料

（４）図書館

①　図書資料収蔵能力(蔵書冊数)

前橋市	富士見村
・図書館　300,000冊(356,437冊)　平成19年４月末現在 ※前橋こども図書館（H19.12.8開館）100,000冊（69,300冊）平成20年1月末現在 ・公民館等図書室(10室平均) 31,300冊(33,803冊)　平成19年4月末現在 ※移動図書館車等除く ※元総社公民館図書室（H19.10.1開室）30,000冊（14,616冊） 平成20年1月末現在	・公民館図書室 30,000冊(23,609冊)

②　図書館オンラインネットワーク

前橋市	富士見村
図書館オンラインネットワーク 図書館と公民館等図書室を結ぶオンラインネットワークを導入	図書館オンラインネットワーク 未導入

※　図書館(室)相互をオンラインネットワークで結んで、資料データ、利用者管理データ等を共有し、利用者登録、貸出、返却、資料検索、予約業務等を一元処理することにより、「いつでも、どこからでも借りられ、どこへでも返せる」図書館(室)利用が可能となる。

議案第２６号

協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、環境部会の所管する事務事業について

協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、環境部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

１　環境対策事業の取扱い

（１）騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等については、現行のままとする。

（２）住宅用太陽光発電システム設置費補助事業については、前橋市の制度を適用する。

２　清掃事業の取扱い

（１）ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。ただし、犬、猫等の小動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。

（２）ごみ処理手数料については、前橋市の制度に統一する。

（３）ごみ処理に関する助成制度については、前橋市の制度に統一する。ただし、平成２２年度限りで終了予定のわが町リサイクル庫設置補助制度については、富士見地区に限り、平成２３年度まで実施する。

（４）し尿収集については、現行のままとする。ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。

（５）ペットボトルの処理及び売払いについては、前橋市の制度に統一する。

（６）ごみ処理施設に関する地元還元対策については、現行のままとする。

議案第２６号参考資料　　協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」

１　環境対策事業の取扱い

（１）騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等

前橋市	富士見村
①騒音 ・騒音規制法、群馬県の生活環境を保全する条例による規制 ・地域指定　全地域（ただし、宮城地区及び粕川地区の区域のうち国道３５３号から北を除く。） ・（法）　特定工場等数　６１２事業場 ・（条例）特定工場等数　６４事業場	①騒音 ・騒音規制法、群馬県の生活環境を保全する条例による規制 ・地域指定　全地域（第２種区域） ・（法）　特定工場等数　２０事業場 ・（条例）特定工場等数　０事業場
②振動 ・振動規制法、群馬県の生活環境を保全する条例による規制 ・地域指定　全地域（ただし、宮城地区及び粕川地区の区域のうち国道３５３号から北を除く。） ・（法）　特定工場等数　２５８事業場 ・（条例）特定工場等数　４１８事業場	②振動 ・振動規制法、群馬県の生活環境を保全する条例による規制 ・地域指定　全地域（第１種区域） ・（法）　特定工場等数　６事業場 ・（条例）特定工場等数　８事業場
③悪臭 ・悪臭防止法による規制 ・指定区域は、大胡・宮城・粕川地区を除く区域	③悪臭 ・規制なし ・指定区域なし
④特定建設作業 ・騒音・振動規制法、群馬県の生活環境を保全する条例による規制	④特定建設作業 ・左記同様

（２）住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

前橋市	富士見村
①住宅用太陽光発電システム設置費補助 住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対して設置費の一部を補助することにより、地球温暖化防止対策及び新エネルギーの普及促進を図り、環境への負荷の少ないまちづくりを推進する。（平成１７年４月１日施行） ・補助金額　１ｋｗあたり　６０，０００円 上限額　２４０，０００円	①制度なし

議案第２６号参考資料

２　清掃事業の取扱い

（１）ごみの分別及び収集

前橋市	富士見村
①ごみの分別　８種１２分別 ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・プラ容器 ・資源ごみ（びん、缶、ペットボトル） ・有害ごみ（使用済み乾電池、蛍光管、水銀式体温計） ・危険ごみ ・粗大ごみ ・その他のごみ（小動物の死体）	①ごみの分別　６種１０分別 ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源ごみ（びん、缶、ペットボトル） ・有害ごみ（使用済み乾電池、蛍光管、水銀式体温計） ・危険ごみ ・粗大ごみ
②ごみ収集 ・収集方式 家庭系ごみ　ステーション収集 事業系ごみ　許可業者収集 粗大ごみ　　戸別収集、自治会による集団回収 ・収集頻度 可燃ごみ　　週２回 不燃ごみ　　月１回 プラ容器　　月３回 資源ごみ　隔週１回 有害ごみ　隔週１回（資源ごみと同時） 危険ごみ　隔週１回（資源ごみと同時） 粗大ごみ「戸別収集」電話予約（３か月に１回） 「自治会による集団回収」（年１回） その他のごみ（小動物の死体）戸別収集　随時 ・ごみステーション　　実数５，４５８か所	②ごみ収集 ・収集方式 家庭系ごみ　ステーション収集 事業系ごみ　許可業者収集 粗大ごみ　　拠点回収 ・収集頻度 可燃ごみ　　週２回 不燃ごみ　隔週１回 資源ごみ　隔週１回 有害ごみ　隔週１回（資源ごみと同時） 危険ごみ　隔週１回（資源ごみと同時） 粗大ごみ　　年１回 ・ごみステーション　実数１６１か所

議案第２６号参考資料

（２）ごみ処理手数料

前橋市	富士見村
①粗大ごみ処理手数料 ・自治会による集団回収及び戸別収集　　無料 ・自己搬入　　２００ｋｇ未満は無料。ただし、２００ｋｇ以上は、その全量が１０ｋｇにつき１５０円	①粗大ごみ処理手数料 ・拠点回収　　１点につき５００円（許可業者支払分） ・自己搬入　　２００ｋｇ未満は無料。ただし、２００ｋｇ以上は、その全量が１０ｋｇにつき１５０円
②犬、猫等の動物死体処理手数料 ・飼い犬、猫等の死体収集処理　１体２，０３０円 ・飼い犬、猫等の死体自己搬入　１体１，０１０円 ・道路上等の死体収集処理（飼主不明）　　無料	②犬、猫等の動物死体処理手数料 ・制度なし　（村で収集していない） ・制度なし　（死体の自己搬入は受け付けていない） ・道路上等の死体収集処理（飼主不明）　　無料
③持ち込みごみ処理手数料 ・自己搬入　　２００ｋｇ未満は無料。ただし、２００ｋｇ以上は、その全量が１０ｋｇにつき１５０円 ・事業所　　１０ｋｇにつき１５０円 ・許可業者　　１０ｋｇにつき１５０円	③持ち込みごみ処理手数料 ・自己搬入　　２００ｋｇ未満は無料。ただし、２００ｋｇ以上は、その全量が１０ｋｇにつき１５０円 ・事業所　　１０ｋｇにつき１５０円 ・許可業者　　１０ｋｇにつき１５０円

議案第２６号参考資料

（３）ごみ処理に関する助成制度

前橋市	富士見村
①有価物集団回収 ・実施団体奨励金　　８円／ｋｇ 新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック等	①有価物集団回収 ・実施団体補助金 牛乳パック（４円/kg)、一升びん･ビールびん（６円/kg)、 新聞･雑誌･段ボール（８円/kg)、アルミ缶（８０円/kg）
②わが町リサイクル庫※設置補助制度 ・補助率　２／３限度額１５万円 ・平成２３年３月３１日まで	②わが町リサイクル庫設置補助制度 ・制度なし

※ わが町リサイクル庫
　時間や場所の制約から有価物集団回収を利用できない市民を対象に自治会等が設置する有価物の一時保管庫

（４）し尿収集

前橋市	富士見村
①収集体制 ・直営及び許可業者（直営は主に市有施設等、許可業者は家庭等）	①収集体制 ・許可業者
②手数料 ・人員によるもの 月１回収集　　１人につき　３５５円 月２回以上加算　　１世帯１回　４４０円 ・収集量によるもの ３６ﾘｯﾄﾙまでごと　３４０円 ・特別加算 １世帯１回につき４００円	②手数料 ・条例による規定なし （参考　許可業者の収集料金） ・収集量によるもの（人員によるもの、特別加算は制度なし） ３６ﾘｯﾄﾙまでごと　３６７円
③負担軽減助成金 ・１人１か月８５円	③負担軽減助成金 ・制度なし

議案第２６号参考資料

（５）ペットボトルの処理及び売払い

前橋市	富士見村
①ペットボトル選別処理施設 ・敷地３，９９６．１㎡ ・建物２０４．３㎡ ・処理能力４ｔ／５ｈ ４００ｋｇ／１ｈ×２基×５ｈ ②ペットボトル処理（売り払い） Ｈ１８実績収集量　８０４ｔ 売払量　８０３ｔ 金　額　２８，１１９千円 売却単価（競争見積）３５円／kg	①ペットボトル処理 社会福祉法人　しののめ会 通所授産施設「とも」へ中間処理委託 ②ペットボトル処理（売り払い） ・Ｈ１８実績 売払量　３２，３１６kg 金　額　６４，６３２円 売却単価（随意契約）　２円／kg

（６）ごみ処理施設に関する地元還元対策

前橋市	富士見村
①六供清掃工場関係 ・六供町コミュニティクラブ（六供温水プール内）無償使用貸付 ・多目的広場　使用許可 ・六供温水プール優待券配付（３自治会）　等 ②亀泉清掃工場関係 ・亀泉町公民館建設補助　等 ③荻窪清掃工場関係 ・運動広場、休息所　無償使用貸借　等 ④大胡クリーンセンター関係 ・堀越ごみ処理施設関係対策委員会負担金　等	①富士見村・前橋市クリーンステーション ・地元交付金（３地区） 石井一区　７５０，０００円 市之木場　１，０００，０００円 山　口　７５０，０００円

議案第２７号

協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、上下水道部会の所管する事務事業について

協議項目２３　「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、上下水道部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫

上下水道事業の取扱い

１　水道事業（料金、加入金等）

（１）水道料金については、前橋市の制度に統一する。ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、段階的に調整する。

（２）富士見村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

（３）検針、料金徴収、加入金及び工事手数料については、前橋市の制度に統一する。

２　下水道事業（使用料、受益者負担金等）

（１）下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。

（２）受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

３　農業集落排水事業（使用料及び分担金）

農業集落排水事業使用料及び分担金については、前橋市の制度に統一する。ただし、事業実施中の地区における分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

4　合併処理浄化槽関係

合併処理浄化槽設置補助金については、前橋市の制度に統一する。

１　水道事業

①　水道料金体系　※平成２０年４月現在

前橋市

○専用給水装置

用途	口径	基本料金（８㎥まで）	従量料金						
一般用	13㎜	800　円	9	31	51	301	3,001	6,001	10,001㎥
	20	910	～	～	～	～	～	～	～
	25	940	30㎥	50㎥	300㎥	3,000㎥	6,000㎥	10,000㎥	
	40	1,440	111円	144円	179円	198円	175円	165円	155円
	50	2,720							
	75	3,350							
	100	4,510							
	150	8,310							
浴場業用	20	4,900　円	100㎥まで基本料金						
	25	4,920	101㎥～以上　　58円						
	40	5,260							
	50	6,150							
	75	6,570							
	100	7,360							
	150	9,950							
臨時用			1㎥につき　　２２７円						

※量水器使用料含む　　※ 改定年月日（平成１８年５月１日）

○私設消火栓

演習用	１栓　10分につき　1,620円
火災時使用	無　　料

※　水道料金＝（基本料金＋従量料金）×１．０５
※　１円未満切り捨て

富士見村

○上水道の料金

料金口径	基本料金 水量	基本料金 料金	超過料金（１㎥につき）
１３㎜	10㎥	1,400円	１４０円
２０㎜			
２５㎜			
３０㎜	20㎥	2,800円	
４０㎜	30㎥	4,200円	
５０㎜	40㎥	5,600円	
７５㎜	50㎥	7,000円	
臨時用	10㎥	1,600円	１６０円

※ 改定年月日（平成１２年５月１日）

○赤城山大洞地区簡易水道の料金

料金口径	基本料金 水量	基本料金 料金	超過料金（１㎥につき）
１３㎜	10㎥	1,300円	１３０円
２０㎜			
２５㎜			
３０㎜	20㎥	2,600円	
４０㎜	30㎥	3,900円	
５０㎜	40㎥	5,200円	
７５㎜	50㎥	6,500円	
臨時用	10㎥	1,700円	１７０円

※ 改定年月日（平成１８年４月１日）

②　一般家庭用１３ｍｍの水道料金（消費税抜き）

前橋市	富士見村
１か月３０㎥使用した場合の水道料金	
３，２４２円	４，２００円

③　１３ｍｍの水道料金試算（消費税抜き）　単位：円

使用量	前橋市	富士見村	１年目	２年目	３年目
５０㎥	5,374	7,000			
１００㎥	12,244	14,000			
１４０㎥	19,404	19,600			
１５０㎥	21,194	21,000	21,049	21,097	21,146
２００㎥	30,144	28,000	28,536	29,072	29,608

※前橋市の検針・徴収に合わせて２か月分で計算した。

④　検針・徴収方法

前橋市	富士見村
隔月検針・隔月徴収	毎月検針・毎月徴収

議案第２７号参考資料

⑤　水道事業（加入金・工事手数料一覧表）

区分		口径等	前橋市	口径等		富士見村
加入金 消費税含まず		１３mm	３６,０００円	１３mm		８０,０００円
		２０mm	１００,０００円	２０mm		１４０,０００円
		２５mm	１６２,０００円	２５mm		１９０,０００円
		３０mm	２４７,０００円	３０mm		３２０,０００円
		４０mm	５００,０００円	４０mm		６５０,０００円
		５０mm	７６０,０００円	５０mm		９００,０００円
		７５mm	１,９０３,０００円	７５mm以上		管理者が別に定める
		１００mm	３,２８０,０００円			
		１５０mm以上	管理者が別に定める			
		改造	新口径との差額	改造		新口径との差額
工事手数料	メータ取付	２５mm以下	１５,０００円	メータ取付	２０mm以下	１０,０００円
		３０～７５mm	３０,０００円		２５～４０mm	２０,０００円
		１００mm以上	６０,０００円		５０mm以上	３０,０００円
	取付なし	２５mm以下	１０,０００円	取付なし	２５mm以下	１０,０００円
		３０mm以上	２０,０００円		３０mm以上	１５,０００円
		その他工事	５,０００円		その他工事	５,０００円

議案第２７号参考資料

２　下水道事業

①　下水道使用料体系　※平成２０年４月現在

前橋市

用途	基本料金 基本汚水量	基本料金 料金	従量料金 汚水量（1㎥につき）	従量料金 料金（1㎥につき）
一般用	8㎥まで	640円	8㎥超 30㎥まで	110円
			30㎥超 50㎥まで	115円
			50㎥超 300㎥まで	125円
			300㎥超	160円
浴場業用	100㎥まで	4,070円	100㎥超	52円
臨時用			1㎥以上	190円

※下水道料金＝(基本料金＋従量料金)×1.05

※１円未満切り捨て

改定年月日（平成１４年４月１日）

富士見村

用途	基本料金	排除汚水量 汚水量（1㎥につき）	排除汚水量 料金（1㎥につき）
一般用	1,200円	50㎥まで	70円
		51㎥～100㎥	75円
		101㎥～200㎥	80円
		201㎥～500㎥	85円
		501㎥～1000㎥	90円
		1001㎥～	95円

※下水道料金＝(基本料金＋従量使用料)×1.05

※10円未満切り捨て

改定年月日（平成１０年５月１日）

②　下水道使用料の比較〔100㎥まで（消費税抜き）〕　※平成２０年４月現在

前橋市（***斜字部分***：最多使用量帯） 使用量	料金	富士見村（***斜字部分***：最多使用量帯） 使用量	料金
１０㎥	８５０ 円	１０㎥	１，９００ 円
２０㎥	１，９６０ 円	２０㎥	２，６００ 円
３０㎥	***３，０６０ 円***	***３０㎥***	***３，３００ 円***
４０㎥	４，２１０ 円	４０㎥	４，０００ 円
５０㎥	５，３６０ 円	５０㎥	４，７００ 円
６０㎥	６，６１０ 円	６０㎥	５，４５０ 円
７０㎥	７，８６０ 円	７０㎥	６，２００ 円
８０㎥	９，１１０ 円	８０㎥	６，９５０ 円
９０㎥	１０，３６０ 円	９０㎥	７，７００ 円
１００㎥	１１，６１０ 円	１００㎥	８，４５０ 円

③　下水道事業（負担金）　※平成２０年４月現在

前橋市

〔負担金〕

負担区	負担金額（１㎡当たり）
第一負担区	91円
第二負担区	277円
第三負担区	302円
第四負担区	363円
第五負担区	363円
第六負担区	363円

富士見村

〔負担金〕

負担区	負担金の額 300㎡以下の土地	負担金の額 300㎡を超える土地
第１負担区	135,000円	135,000円と300㎡を超える面積に１㎡当たり250円を乗じて得た額を加算した額
第２負担区		
第３負担区		
第４負担区		
第５負担区		

議案第２７号参考資料

④　下水道事業（分担金）　※平成２０年４月現在

<table>
<tr><th>前橋市</th><th>富士見村</th></tr>
<tr><td>・公共下水道事業分担金
徴収区域内に存する宅地の下水道取付管１か所につき３０万円</td><td>・赤城山大洞地区特定環境保全公共下水道事業分担金
<table>
<tr><th>施設の用途</th><th>施設の規模
（延べ面積）</th><th>金　　額</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>別荘</td><td>50㎡以下</td><td>315,000円</td><td>延べ面積50㎡を超えるものについては、観光（営業）等の用途に供する施設を適用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専用住宅</td><td>100㎡以下</td><td>335,000円</td><td rowspan="2">延べ面積150㎡を超えるものについては、観光（営業）等の用途に供する施設を適用する。</td></tr>
<tr><td>100㎡を超え150㎡以下</td><td>355,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">観光（営業）等の用途に供する施設</td><td>200㎡以下</td><td>402,000円</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>200㎡を超え300㎡以下</td><td>502,000円</td></tr>
<tr><td>300㎡を超え400㎡以下</td><td>602,000円</td></tr>
<tr><td>400㎡を超え500㎡以下</td><td>702,000円</td></tr>
<tr><td>500㎡を超えるもの［延べ床面積に100㎡未満の端数がある場合は、100㎡に切り上げて算定する。］</td><td>500㎡を超える面積について、100㎡増すごとに200,000円を加算した額と702,000円の合計額</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第２７号参考資料

３　農業集落排水事業

①　農業集落排水事業使用料　※平成２０年４月現在

前橋市	富士見村
○前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例 ・使用料　　前橋市公共下水道使用料に同じ ○１か月30㎥当たりの使用料（３，０６０円）	○富士見村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 ・使用料　　富士見村公共下水道使用料に同じ ○１か月30㎥当たりの使用料（３，３００円）

②　農業集落排水事業分担金　※平成２０年４月現在

前橋市	富士見村
○前橋市農業集落排水事業分担金条例 ・対象者　計画処理区域内世帯主か建物の所有者 もしくは管理者 ・分担金　取付管１か所につき３０万円	○富士見村農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 ・対象者　処理区域内建物所有者か使用する者 ・分担金　取付管１か所につき３０万９千円

議案第２７号参考資料

４　合併処理浄化槽設置補助金　※平成２０年４月現在

<table>
<tr><th>前橋市</th><th>富士見村</th></tr>
<tr><td>
補助制度あり（平成９年度～）

○補助対象区域
次に掲げる区域を除く区域とする。
・下水道法第４条第１項又は第２５条の３第１項の規定による認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域
・農業集落排水処理施設による処理区域
・地域し尿処理施設による処理区域

※上記のほか下水道認可区域の一部について、市単独で補助を実施

○補助対象者
・処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する個人

○補助金額
<table>
<tr><th>人槽区分</th><th>限 度 額</th></tr>
<tr><td>５人槽</td><td>150,000円</td></tr>
<tr><td>６～７人槽</td><td>200,000円</td></tr>
<tr><td>８～10人槽</td><td>250,000円</td></tr>
<tr><td>転換加算額</td><td>300,000円</td></tr>
</table>
</td><td>
補助制度あり（平成５年度～）

○補助対象区域
・下水道法第４条第１項又は第２５条の３第１項の規定による認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域
・農業集落排水処理施設による処理区域

※制度なし

○補助対象者
・処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する個人

○補助金額
<table>
<tr><th>人槽区分</th><th>限 度 額</th></tr>
<tr><td>５人槽</td><td>118,000円</td></tr>
<tr><td>６～７人槽</td><td>153,000円</td></tr>
<tr><td>８～10人槽</td><td>204,000円</td></tr>
<tr><td>転換加算額</td><td>制度なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第２８号

新市基本計画の協議について

「合併まちづくり事業計画」を、市町村の合併の特例等に関する法律第６条第３項の規定に基づき、群馬県知事に協議したいので、協議会の議決を求める。

平成２０年４月２２日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長　高　木　政　夫